

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例

1、本条例の目的（1条）

- ① 芦屋市に関わるエライさんが、
市民全体の奉仕者であって、その職務は市民から「委ねられた」「公の仕事」である「という性質を前提として」、
- ② 「その職務を遂行するにあたって」倫理の確立と向上に資するため必要な事項を定め、
- ③-1 「仕事するにあたっての公正さ」に対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止する
- ③-2 公務に対する市民の信頼を確保する
- ③-3 「市政に対する市民の正しい認識と自覚の向上により、民主的な市政の発展に寄与する」

ことを目的とする。

2、本条例の対象（1条）

芦屋市に関わるエライさんとは？

①市長等

=市長、副市長及び教育長及び病院事業管理者

②市議会議員

・・・①と②は、分けて考える必要があります。

3、対象の努力目標・義務・倫理基準（2、3、4条）

（1）市長等、市議会議員とも対象

- ① 芦屋市の政治に携わる権限と責務を深く自覚すること
地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努力すること
 - ② 品位と名誉を損なわないようにする。
その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしない。
人格と倫理の向上に努めること。
その地位や権限を利用して不当に金品を受け取ったり、求めたり、約束したりしない。
その地位や権限を利用して、不正に影響力を行使しないこと
 - ③ 利益が相反する行為をしないこと
- ※ 病院事業管理者に例外規定あり

（2）市議会議員特有の義務（5条）

本条例遵守についての誓約書提出

4、市民の義務規定（6条）

市民は、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員及び市長等に対し、その地位や権限による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

←大切なことではあるけれど、当審査会とは関係ない条項

5、市民の権利 7条1項（双方）

>（双方の活動についての倫理違反の有無の）審査請求
市議会議員に対する審査請求>市議会議長に提出
市町長に対する審査請求>市長に提出

6、市長、議長の義務 7条2項（双方）

>議長→芦屋市議会議員政治倫理審査会
市長→芦屋市長等倫理審査会

7、市の義務（8条）

>議会に芦屋市議会議員政治倫理審査会を設置する義務

8、当審査会の活動

審査の対象；市長等のみ

職務；（調査請求の）審査（10条1項）

権限；調査、資料請求権・意見請求権（10条3項）

関係人に対する事情聴取権限（10条2項）

関係人に対する資産等に関する報告書の要求権（10条2項）

会議非公開権限（9条2項）

義務；釈明聴取義務（10条4項）

90日以内の審査報告書提出義務（11条）

会議公開義務（9条1項）

8-2 当審査会委員の義務

守秘義務（9条2項）

政治活動しない義務（9条3項）

9、報告を受けた長の義務（12条）

市長、議長は、

審査報告書の内容を調査の請求をした市民の代表者に通知

審査報告書の要旨を公表しなければならない。

（要旨は誰が作るのか？）

（通知、公表までの期間が定められていない）

10、議員、市長の留職釈明義務（13条）

主体； 刑事事犯により禁錮以上の有罪判決の宣告を受け、なおその職にとどまろうとする議員又は市長

義務； 議員＞議長に市民に対する説明会の開催を求め、その説明会で釈明する義務
市長＞自ら市民に対する説明会を開催し、その説明会で釈明する義務

地方自治法第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

地方自治法第142条

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

地方自治法第166条第2項

副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

○2 第百四十一条、第百四十二条及び第百五十九条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

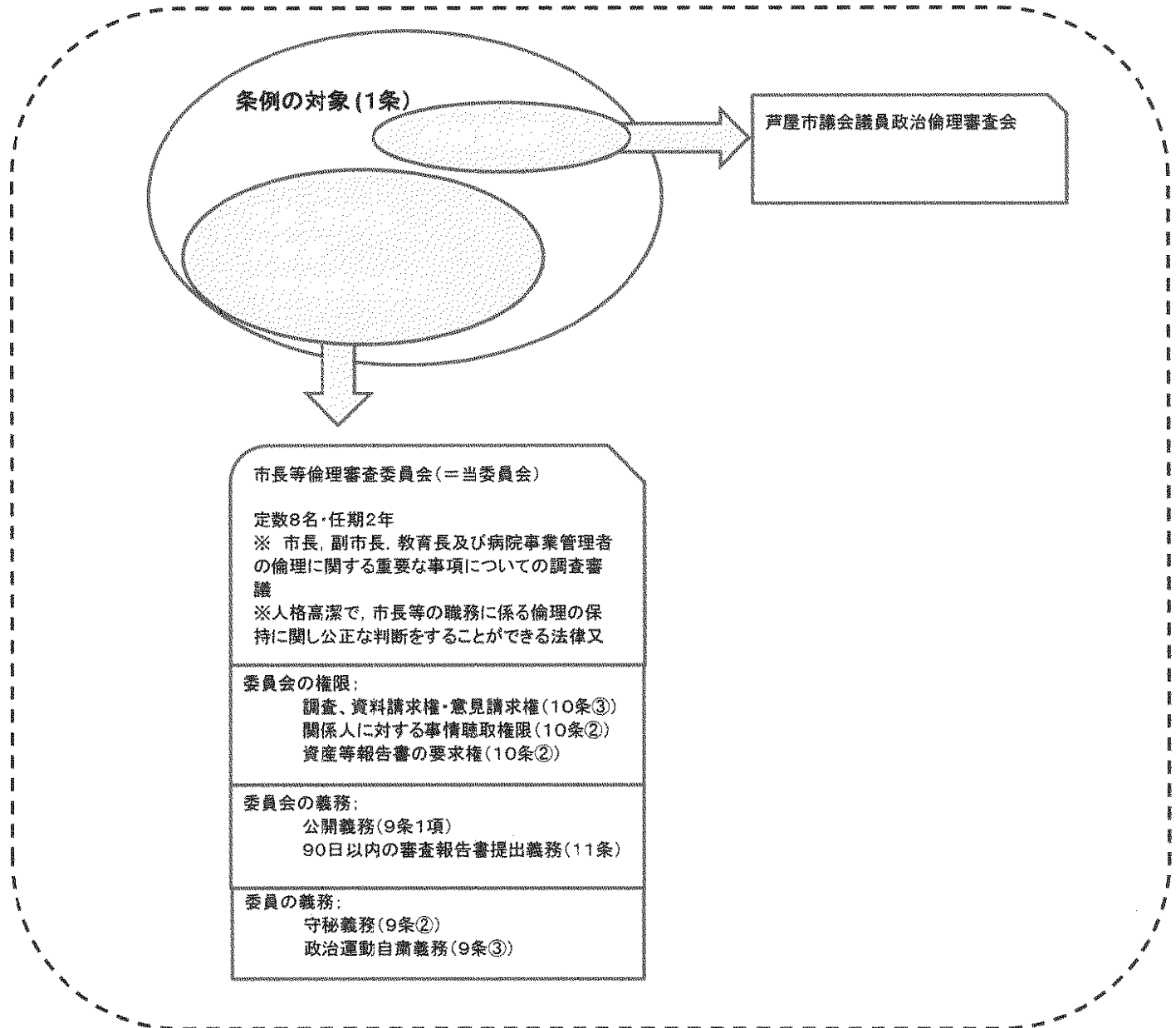
地方自治法221条

普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

目的
(1条)



条例の対象(1条)

芦屋市議会議員政治倫理審査会

市長等倫理審査委員会(=当委員会)

定数8名・任期2年
※ 市長, 副市長, 教育長及び病院事業管理者の倫理に関する重要な事項についての調査審議
※ 人格高潔で, 市長等の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができる法律又

委員会の権限:
調査, 資料請求権・意見請求権(10条③)
関係人に対する事情聴取権限(10条②)
資産等報告書の要求権(10条②)

委員会の義務:
公開義務(9条1項)
90日以内の審査報告書提出義務(11条)

委員の義務:
守秘義務(9条②)
政治運動自粛義務(9条③)